

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

損害項目 ① Aへの一時立入費用（交通費及び宿泊費）  
② 営業損害

期 間 ①については平成23年3月11日から同年12月31日まで  
②については平成23年3月11日から平成27年2月28日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金767万5716円の支払義務があることを認める。

（内訳）① Aへの一時立入費用（交通費及び宿泊費）

9万9000円

② 営業損害

757万6716円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月21日

（仲介委員 永山在浩）